

お知らせ（薬） 010
平成26年9月19日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成26年9月30日であることから、平成26年10月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成26年3月5日付け厚生労働省告示第56号に基づく経過措置医薬品の廃止。（別表1）
- 2 平成26年6月13日付け「お知らせ（薬）005」に基づく商品名医薬品の廃止。（別表2）